

〒 981-0933

仙台市青葉区柏木1丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘 殿

令和2年4月14日

〒 980-0811

仙台市青葉区一番町1丁目17-24

高裁前ビル4階

ひかり法律事務所

弁護士 佐藤美



TEL 022-262-6118 FAX 022-262-6798

東北・みやぎ復興マラソン事務局の代理人として、貴法人の2020年（令和2年）3月26日付申入書兼照会書に対し、下記のとおり回答申し上げます。

記

第1 申入れ事項について

1 申込規約第2項及び大会規約第1項について

東北・みやぎ復興マラソン2020（以下、「本マラソン」といいます）においては、主催者の責によらない事由による開催縮小・中止の際も参加料・手数料等は返金しないと定めております。

本マラソンは、東日本大震災からの復興の姿を国内外に発信し、震災を風化させず、被災地に暮らす方々の「心の復興」を推進することを目的に2017年から毎年開催しております。

ご承知のとおり、マラソン大会を実施するためには、多額の費用を要します。

1万人規模のフルマラソン大会の多くは、自治体が主催しており、参加料・協

賛金に加えて、自治体からの補助金を収入の大きな柱として運営しています。一方、民間企業である株式会社仙台放送が主催する本マラソンは、開催地が未だ復興途上の被災地であることから、自治体の予算は震災復興事業などに優先されるべきであると考え、自治体からの補助金を受けことなく開催しているのが現状です。

そのため、本マラソンは、参加料収入をベースに運営しておりますが、参加料だけでは大会運営にかかる費用の全てを賄うことはできません。不足する経費は、大会趣旨に賛同いただいた企業・団体からの協賛金で補っていますが、収支は大幅な赤字となっております。

ところで、マラソン大会の実施にあたっては、交通規制や警備安全等の対策、参加者ら関係者への対応等、長期間にわたる事前準備が必要であり、準備段階で多額の費用を支出します。

大会中止になった場合でも、大会経費のうち多くの部分は準備段階で既に支出しており、また未払分についても、契約上、債務を免れ得ないものが少なくありません。

そのため、本マラソンの規約においては、大会が中止された場合であっても、参加料等を返金しないことを明記し、参加希望者には上記取扱に同意の上でお申し込みいただいております。

なお、開催中止となった場合でも、参加予定者には参加賞を送付しております。

2 申込規約第5項、第6項及び大会規約第10項について

上記規約において、大会開催中の事故等に関して主催者は責任を負わない旨定めております。

上記規約につきましては、ご指摘の箇所を削除し、下記の旨の内容の条項を新たに設ける方向で改訂を検討し、2021年大会以降に適用する予定です。

記

主催者は、主催者の責めによらない傷病・事故・紛失等について一切の責任を負いません。なお、主催者に責めがある場合でも、故意または重過失で

ない限り、賠償責任は主催者が加入する保険の範囲を限度とします。

3 申込規約第1項について

上記規約において、過剰入金・重複入金の返金をしないと定めておりますが、これまでも過剰入金及び重複入金については返金に応じておりました。

そこで、上記部分を削除する方向で規約の改訂を検討し、2021年大会以降に適用する予定です。

第2 照会事項について

開催を中止した2019年大会において、余剰金は発生しておりません。

2019年大会は、同年10月12日及び13日に開催する予定でしたが、非常に勢力の強い大型の台風19号が開催地を直撃する予報が出されたため、やむなく10月10日に中止を決定しました。中止を決定した段階で、大会運営にかかる費用の大部分が既に発生していました。